

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2009-252415(P2009-252415A)

【公開日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2008-96387(P2008-96387)

【国際特許分類】

H 01 H 37/76 (2006.01)

【F I】

H 01 H 37/76 C

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筒型金属ケ-ス(1)と、この金属ケースの一端側にかしめ固定したり-ド(2)および他端側に開口閉塞用絶縁ブッシング(9)を貫通し先端に固定接点(11)を有するリ-ド(10)を含む導出リード部材と、前記金属ケ-ス(1)に収容する感温ペレット(3)、ケース内壁面と接触する可動接点体(7)、この可動接点体に係留される圧縮ばね部材(6、8)、および圧縮ばね押圧力を感温ペレット(3)に伝達する金属押板(4、5)を具備し、前記金属押板(4、5)および前記感温ペレット(3)は、相互の接触当接部位に経時的变化を伴わない非変質材からなり、それにより前記導出リ-ド部材間を遮断する動作温度の経過時間的な変動をミニマム化したことを特徴とする感温ペレット型温度ヒュ-ズ。

【請求項2】

前記感温ペレットは高温保管および/または高湿保管の環境負荷の耐久試験により変質を生じない熱可塑性樹脂材であり、かつ、前記金属押板は高温保管および/または高湿保管の環境負荷の耐久試験により前記感温ペレットとの当接面で変質を生じない所定の機械的強度を有するステンレス材であることを特徴とする請求項1に記載の感温ペレット型温度ヒュ-ズ。

【請求項3】

前記環境負荷の高温保管による耐久試験は、所定の動作温度より略10 低くした5000時間経過後の変化により選定し、また、前記環境負荷の高湿保管による耐久試験は、所定の動作温度が100 以下の場合は、温度65 、相対湿度95 %であり、100を越える場合は温度85 、相対湿度95 %の設定条件下で5000時間の経過後の変化により選定し、前記耐久試験の選定基準は、5000時間経過後の動作温度の変動が5以内であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の感温ペレット型温度ヒュ-ズ。